

# 1 か月児健康診査費助成

病気などの早期発見及び早期治療につなげ、皆さんに安心して育児をしてもらえることを目的に、1 か月児健康診査の費用の一部を助成します。

## ◆対象者

1 か月児健康診査を受ける乳児の保護者であって、  
1 か月児健康診査の受診日において町内に住所がある方

## ◆対象となる健康診査

- ・健康状態（身体発育状態、栄養状態、身体の異常の早期発見等）の把握
- ・保護者の育児の相談等

## ◆受け方

妊娠届出の際、母子健康手帳交付とともに、受診券と問診票をお渡しします。  
医療機関に受診券、問診票、母子健康手帳をご持参のうえ、受診してください。

受診券が利用できるのは以下の医療機関です。

（順不同）

- ・みやもと産婦人科医院
- ・さくらレディースクリニック田園町
- ・鳥取産院

## ◆受診券が利用できない医療機関で健診を受診された場合

一度全額をお支払いいただき、償還払いによって費用をお返しします。

（乳児1人につき1回、6,000円を上限）

※申請期限：1か月児健康診査受診日から1年（期限切れにご注意ください！）

償還払いの手続に必要なもの

- ・1 か月児健康診査費申請書  
（役場健康課および保健福祉センター「すこやか〜に」にあります。）  
（町のホームページからもダウンロードできます。）
- ・1 か月児健康診査を受けた医療機関等が発行した領収書
- ・診療明細書又は1 か月健康診査の内容が記載された書類の写し
- ・母子健康手帳
- ・印鑑（認印）
- ・金融機関の振込口座が分かるもの（通帳等の写し）

